

福岡県中小企業振興資金融資制度の一部改正について

令和6年4月1日に福岡県中小企業振興資金融資制度が以下のとおり改正されます。
ご不明な点がございましたら保証協会までお問い合わせください。

1. 主な改正内容

(1) 経営改善借換資金の継続

取扱期間を3ヶ月延長し、**令和6年6月30日**保証協会受付分までとなります。

(2) 長期経営安定資金（経営者保証非提供型）の創設

全国統一保証制度「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」（国補助制度）の資格要件を満たし、保証料を0.10%（国の保証料補助後）もしくは0.30%（国の保証料補助後）を上乗せすることで経営者保証免除を選択することが可能となります。

資金名	長期経営安定資金（経営者保証非提供型）
融資対象	全国統一保証制度「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」の申込資格要件に該当するもの
準拠する保証制度	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度
資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額	8,000万円（SN（4号、5号）の場合は別枠8,000万円）
保証人	不要
担保	不要
返済期間	10年以内（据置1年以内）
融資利率	【運転】5年以内1.50%、5年超1.80% 【設備】5年以内1.50%、5年超1.60%
信用保証料	【一般関係無担保】0.45%～1.90%に保証料0.10%もしくは0.30%上乗せ（国の保証料補助0.15%考慮後） 【SN4号】0.80%に保証料率0.10%もしくは0.30%上乗せ（国の保証料補助0.15%考慮後） 【SN5号】0.70%に保証料率0.10%もしくは0.30%上乗せ（国の保証料補助0.15%考慮後）
取扱期間	令和7年3月31日保証協会受付分まで

(3) 新規創業資金の一部改正（女性創業型、若年者創業型の創設）

現行ではシニア創業者（55歳以上）に対して0.10%の金利優遇を行っていますが、加えて、女性、若年者（18歳から35歳）の創業者に対しても0.10%の金利優遇を行います。

資金名	新規創業支援資金（女性創業型、若年者創業型）
融資対象	次のいずれかに該当するもの。 (1) 事業を営んでいない個人（法人の場合は代表者）が、 女性 であって、1か月以内（法人の場合は2か月以内）に新たに県内で創業・設立しようとする具体的計画を有するもの、又は、創業・設立した日から1年を経過していないもの (2) 事業を営んでいない個人（法人の場合は代表者）が、 35歳未満 であって、1か月以内（法人の場合は2か月以内）に新たに県内で創業・設立しようとする具体的計画を有するもの、又は、創業・設立した日から1年を経過していないもの (3) (1) もしくは(2) に該当し、他の資金や新規創業資金のうち信用保証料率「0.00%」が適用されたものの以外を借換する場合
受付機関	商工会議所・商工会 ※商工会議所・商工会から金融機関へあつせん
資金用途	運転・設備資金
融資限度額	1,000万円（既存の新規創業資金2,000万円の枠内）
融資期間	運転7年以内（据置2年以内※）、設備10年以内（据置2年以内※） ※SSS保証（経営者保証免除）の場合は据置1年以内
融資利率	1.20% ※通常の金利は1.30%であり、0.10%の優遇
貸付形式	証書貸付（月賦返済）
連帯保証人	必要に応じ、代表者以外の連帯保証人は不要 ※SSS保証（経営者保証免除）の場合は不要
信用保証料	0.00% ※SSS保証（経営者保証免除）の場合は0.20% ※融資対象(3)の場合は0.31%～1.76%

(4) 緊急経済対策資金（経営改善支援型）の一部改正

緊急経済対策資金（経営改善支援型）においては、融資対象者要件を全国統一保証制度「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」の一部要件に準拠したものとなっていました。が、**限度額の引き上げ及び対象計画の拡充**が行われます。

資金名	緊急経済対策資金（経営改善支援型）
融資対象	全国統一保証制度「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」の申込資格要件に該当するもの ※対象計画が拡充されます。
準拠する保証制度	事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）
資金使途	事業再生計画の実施に必要な事業資金（運転・設備）
融資限度額	1億円
返済期間	10年以内（据置5年以内）
融資利率	1.10%
信用保証料	0.20%（※国が0.60%～1.00%補助）
取扱期間	令和6年6月30日保証協会受付分まで ※全国統一保証制度「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」の取扱が延長された場合は県制度においても取扱延長予定です。

(5) 取扱終了する制度

- ①緊急経済対策資金（物価高騰特別枠）（制度略称：県緊急物価高騰）
- ②緊急経済対策資金（緊急特別融資枠）（制度略称：県緊急令5豪雨）
- ③緊急経済対策資金（福岡県中小企業活性化協議会2次支援要件）（制度略称：県緊急経済再生）

(6) 融資事務手続き、必要書式の変更

- ①小規模事業者振興資金（小口零細企業保証型含む）の融資手続きの経路追加
要綱上、小規模事業者振興資金（小口零細企業保証型含む）は、指定信用金庫、信用組合申込分を除いては、商工会議所・商工会から信用保証協会へのあっせん申込に限定されていましたが、現在の実務に合わせて、商工会議所・商工会から指定金融機関へのあっせんを経由しての保証依頼も可能となります。
- ②新規創業資金の必要書式（新規創業計画書）の変更
新規創業資金においては、県独自の「新規創業計画書」が必要となっていました。が、令和6年4月1日保証協会受付分から協会所定様式「創業・再挑戦計画書」（様式創業保調第102号）（SSS保証の場合は「創業計画書」（様式創業保調第106号））に変更されます。
- ③緊急経済対策資金確認申請書（様式第1号）の様式変更
緊急経済対策資金（物価高騰特別枠）の取扱終了に伴う変更。

2. 取扱開始日

令和6年4月1日以降、保証協会の保証申込受付分から適用されます。

以上